

おばこく 通信

12/25
発行
NO.8

令和6年

国土交通省 山形河川国道事務所
尾花沢国道維持出張所

TEL 0237-23-2521
FAX 0237-23-2523
HPアドレス

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/>

今年も降雪シーズンが到来し、例年除雪作業では騒音等ご迷惑をおかけしておりますが、皆様の安全のためにも除雪作業にご理解とご協力をお願いいたします。また、冬道走行では事故やスタックなども発生しやすくなり、大規模な車両滞留になりかねません。冬タイヤ・チェーン装着はもちろん、最新の気象情報や道路交通情報等に留意し、安全第一で冬を過ごしましょう。

除雪作業にご協力ください!

道路に雪を出さないでください。

道路への排雪は交通の妨害になる大変危険な行為で、法律で禁止されています。また、屋根の雪が車道や歩道に落雪し、道路を塞ぐこともありますので、道路沿いの方は注意して屋根の雪下ろしを行ってください。

出入り口の除雪は各家庭でお願いします。

道路除雪により各家庭の出入り口に雪が残ってしまうことがあります。限られた機械と時間の中での除雪作業となるため、各家庭での除雪にご協力をお願いいたします。

流雪溝グレーチング蓋は使用後閉めてください。

歩行者がつまづいてケガをしたり、除雪車が蓋を巻き込み破損するおそれがあります。

除雪は目立つ服装で作業してください。

除雪は深夜や早朝が多いため、除雪車からは各戸の除雪作業をしている人たちが、暗がりや雪壁で見えにくくなります。



夏
タイヤでの
雪道走行は
罰則対象

道路交通法等により、積雪または凍結のため滑るおそれのある道路において、自動車または原動機付き自転車を運転するときは、タイヤチェーンを取り付け、または、全車輪に冬タイヤ等を取り付けることが義務付けされており、違反すると罰則の対象となります。しっかり車の冬支度をして、安全運転を心がけましょう。

罰則

罰金: 5万円以下(道路交通法・山形県道路交通規則)
反則金: 大型7千円/普通6千円/二輪6千円/原付5千円



▼ 雪道走行の心得について掲載していますので、ぜひご一読ください。

<https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/road/yukimichikokoroe/>